

(3) 行政財産の貸付及び私権の設定・定期借家・借地権の活用

地方自治法の改正により、行政財産についてその用途又は目的を妨げない限度において、これまで国及び他の地方団体等以外禁じられていた貸付及び私権の設定が行えることとなります。

今後、行政財産については、その一部が余剰となった場合、余剰床等を有効活用し、財産収入の確保に資する手法の一つとして検討してまいります。

また、定期借家・借地権は公有施設や公有地に定期借家権や借地権を設定し、民間の資金と経営ノウハウなどを活用することにより、財政負担を縮減しながら、公共施設などを整備し、効率的な公共サービスの提供を図る手法です。

本区では、介護施設において定期借家権や事業用定期借地権制度を活用することとしました。

今後は、元町公園等の活用など、本制度の有効な活用を検討してまいります。